第四部　雑則

第十九条　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b)　この協定の実施を円滑にするため、実施機関の中から、直接相互に連絡することができる連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十条　手数料及び認証

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減が規定されている場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十一条　連絡

1　この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、フィンランド語、スウェーデン語又は英語により、直接に連絡することができる。

2　この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、日本語、フィンランド語、スウェーデン語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十二条　情報の伝達及び秘密性

1　一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2　一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関の要請がある場合には、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であって1に規定する情報以外のもの（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って当該他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達することができる。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3　一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則並びに次の規定により規律される。

(a)　伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、伝達される個人に関する情報が正確であり、関連があり、及び伝達される目的に関して必要なものに限定されていることを確保する。不正確な情報又は伝達することが伝達側の締約国の法律及び規則に合致しない情報が伝達された場合には、伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対して直ちにこの事実を通報する。受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、当該情報を遅滞なく訂正し、又は廃棄する。

(b)　伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関及び受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関の双方は、個人に関する情報を許可されていない又は不法なアクセス、開示又は変更から効果的に保護する。

(c)　伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関により、受領側の締約国の法律及び規則に従って廃棄される。

(d)　個人に関する情報の保護に関する権利の侵害があった場合には、各締約国の法律及び規則に従って適当な救済措置をとる。

(e)　本人の請求がある場合には、

(i)　伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、伝達側の締約国の法律及び規則に従って不正確な情報を訂正し、受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対してその訂正を遅滞なく通報する。

(ii)　受領側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、受領側の締約国の法律及び規則に従って情報の処理を停止し、伝達側の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対してその処理の停止を遅滞なく通報する。

第二十三条　申請、不服申立て及び申告の提出

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。

3　フィンランドの法令による給付の支払の遅滞に係る増加額は、フィンランドの実施機関又は連絡機関が文書による給付の申請を受理した日から計算する。

第二十四条　意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十五条　見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。